

## 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

### 1 改正の理由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、通勤手当について所要の改正を行うため、職員の給与に関する条例の一部を改正するものである。

### 2 改正の概要

#### 第10条関係

- (1) 自動車等の使用距離区分について規則で定めることを定める。
- (2) 駐車場等に係る通勤手当の支給に関することを定める。
- (3) 改正に伴う所要の文言整理を行う。

### 3 施行期日

令和8年4月1日から施行する。